

広島県告示第五百六十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

令和八年四月二十七日

広島県知事 横 田 美 香

一 調査を行った者の名称

三次市

二 調査を行った期間

平成十七年八月から令和七年一月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三次市下作木・矢田の一部

五 認証年月日

令和八年四月十日